社会福祉法人南保育園役員等報酬規程 社会福祉法人南保育園役員等の報酬規程を下記のとおり定める。

(報酬の額)

第一条 役員等の報酬は支給しない。

2 役員等の旅行命令による出張旅費、会議の招集による費用弁償は、別途定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人南保育園役員等費用弁償規程

社会福祉法人南保育園役員等の費用弁償規程を下記のとおり定める。

(費用弁償)

- 第一条 役員等が法人の開催する会議に出席した場合は、次の費用を弁償するものとする。
 - (1) 日当 3,000円
 - (2) 上記以外の費用は弁償しない。
- 2 役員等が業務のため旅行をしたときは、次の費用を弁償する。
 - (1) 近接地(片道 50 k m未満) 日当 3,000円
 - (2) 遠隔地(片道 50 k m以上) 日当 5,000円
 - (3) 交通費及び宿泊費 園長の旅費規程を準用する。

(旅行命令)

第二条 役員等の旅行は旅行命令によるほか、会議招集権者の発する招集通知 によるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。